

農家の皆さんへ



## 令和7年度 経営所得安定対策等について(ご案内)

食料の安定した生産や持続可能な農業経営のため、経営所得安定対策等が実施されています。

大きく分けて次の2つの対策があります。

### 1. 経営所得安定対策

- ① 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

### 2. 水田活用の直接支払交付金

戦略作物(飼料用米・WCS用稻・飼料作物等)や産地交付金 地域指定作物助成の対象作物(ほうれん草・ブロッコリー・未成熟トウモロコシ)を生産した農業者に助成。

### 石井町農業再生協議会

構成員 石井町産業経済課、徳島県農業協同組合 石井営農経済センター、石井町農業委員会

徳島県農業共済組合本所、麻名用水土地改良区、農業代表学識経験者

石井町農業後継者クラブ、石井町消費者協会、石井町農業振興会

石井町生活改善グループ連絡協議会、徳島県主食集荷協同組合

アドバイザー 中国四国農政局徳島県拠点、徳島農業支援第1担当(徳島農業支援センター)

### 問合せ先

□石井町役場 産業経済課

〒779-3295

名西郡石井町高川原字高川原121-1

TEL. 088-674-1118

FAX. 088-675-1500

□徳島県農業協同組合 石井営農経済センター

〒779-3223

名西郡石井町高川原字高川原218

TEL. 088-674-2125

FAX. 088-674-5082

## 令和7年産米の需要量に関する情報

### 1. 令和7年産米の徳島県の需要量に関する情報

徳島県の主食用米の生産目安 46,000.0 トン

### 2. 令和7年産米の石井町の需要量に関する情報

石井町の需要量 2,161.7 トン

面積換算値 441.6 ha

石井町の基準単収(目安) 約 490 kg/10a

各農業者の生産目安 全体面積の 約 49 %

※平成30年産米から、行政による生産量の配分は無くなっています。  
今後は、生産目安を参考に、米の生産を行ってください。

水田活用の直接支払交付金について、次の点が以前の制度と大きく異なりますので、ご注意下さい。

#### ① 産地交付金 地域指定作物助成については、ほうれん草・ブロッコリー・未成熟トウモロコシの3品目に限定されます。

以前より、産地交付金の交付対象作物については、市町村が指定する産地戦略作物に限定され、それ以外の作物については交付金の対象外とする方針が徳島県と農林水産省(国)との協議により出されていました。令和7年度から実施されます。

選定理由 交付対象面積の多い3品目を選定

※ ただし、次の事例については3品目以外も交付対象。【令和7年3月時点。変更の可能性あり。】

①水稻を減少した上で、地力増進作物を拡大、すき込み後に野菜等を作付して出荷した場合。(2万円／10a)

②R6.7.1-R7.6.30までに新たに権利が発生した、農地中間管理機構を活用しての3年以上の借受期間を有する助成対象水田(農業経営基盤強化促進法による利用権設定からの付け替えを除く)に、基幹作物として野菜等を販売した場合。(1万1千円／10a)

#### ② WCS用稻・飼料作物等の戦略作物については収量が重視されます。(経営所得安定対策等実施要綱の一部改正により、飼料作物やWCS用稻等について、各都道府県協議会等が基準単収や平均単収を定め、それと比べ収量が明らかに低い場合は、交付対象外とする規定が追加されました。)WCS用稻・飼料作物等の刈り取り時期や栽培管理にご注意下さい。[収穫時(報告重量測定時)に水分率測定を依頼する可能性有]

## ① 戰略作物助成等について(概要)

対象作物	交付単価	備考(注意点等)
(1)飼料用米、米粉用米	70,000 円	・数量に応じて、5.5万円～8.5万円(標準単価7万円)／10a又は単価7万円【申請時に選択】。標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合は交付対象外
飼料用米の多収品種加算	23,000 円 加算	・要件:多収品種作付・適切な施肥管理。米粉用米は加算対象外
生産性向上加算	10,000 円 加算	
耕畜連携助成	8,000 円 加算	・米粉用米は加算対象外
扱い手農地集積加算	11,000 円 加算	
(2)WCS用稻	80,000 円	・原則として、実績が基準収量の半分以下の収量であった場合は交付対象外。再生協議会による適切な栽培の確認。自家利用計画又は利用供給協定の締結。WCS用稻は水稻が対象。出穂期以降に刈り取ること。刈取作業(稻が確認できる状態で撮影)・ロール作業・ロール数が確認できる写真の提出(加算を取得している場合は実施が分かる写真を追加)。栽培記録等提出。水分率調査。
(3)飼料作物	35,000 円	・原則として、実績が基準収量の半分以下の収量であった場合は交付対象外。再生協議会による適切な栽培の確認(現地調査、播種量・収穫量・種子購入確認等)。自家利用計画又は利用供給協定の締結。収穫時期によっては、交付が一年程度遅れる場合有。栽培記録等提出。水分率調査。
(4)麦・大豆	35,000 円	・原則として、実績が基準収量の半分以下の収量であった場合は交付対象外。
麦・大豆技術向上加算	15,000 円 加算	
扱い手農地集積加算	11,000 円 加算	
(5)加工用米	20,000 円	・当初契約数量の8割に満たない場合交付対象外。
生産性向上加算	10,000 円 加算	
扱い手農地集積加算	11,000 円 加算	
(6)そば・なたね	20,000 円	・播種前契約の締結
そば二毛作	6,000 円 加算	そば二毛作に加算

### 各加算要件

生産性向上加算	・生産性向上技術を2つ実施。(温湯消毒、側条施肥、水管理システム、ドローン防除、収量・食味コンバイン、ICT田植機、疎植栽培、堆肥散布、農薬の田植え同時処理 等)
耕畜連携助成	・畜産農家への飼料供給(飼料用米の稻わら可)・堆肥の散布
扱い手農地集積加算	・農地中間管理機構を活用しての3年以上の借受・R6.7.1-R7.6.30までに権利が発生していること・農業経営基盤強化促進法による利用権設定からの付け替えを除く

※ 令和7年3月時点での内容であり、変更となる可能性があります。

## ② 産地交付金 産地戦略助成について(概要)

令和7年度は、次の3品目に限定されます。

品目	ほうれん草	ブロッコリー	未成熟トウモロコシ
10a当たり単価	13,000 円		

### 注意点

- ・R8年3月末までに販売すること。(出荷伝票等の提出が必要。)
- ・交付対象農地の耕作権を有していること。(個人的な口約束・私的契約書等で貸し借りをしている場合、交付金の対象にはなりません。)
- ・基幹作物であること。栽培時期に関する定めはありませんが、水稻又は飼料作物・麦等の戦略作物が生産される圃場は産地戦略助成の交付対象となりません。(R6年度までのほうれん草の裏作への助成は廃止されます。)
- ・**生産性向上技術**を実施すること。

### 生産性向上技術について (1つ以上を実施すること)

技術項目	確認方法の例
①緑肥、堆肥等を使用した土作り	購入伝票、作業日誌、写真等
②適切な施肥管理 (品目別施肥基準、土壤診断による施肥)	購入伝票、作業写真、作業日誌、土壤診断結果及び施肥記録等
③病害虫等対策(栽培基準に基づいた適切な防除の実施等)	購入伝票、作業写真、作業日誌等
④有望品種の導入(べと病・根こぶ病抵抗性品種・JA推奨品種等)	種子、苗等の購入書類

JA推奨品種一覧(令和6年分について下記に記載。令和6年分及び令和7年分が有効)

ほうれん草:エクストリーム・プログレス・福兵衛・三代目新鮮緑・オシリス・バートン・クロノス・ミノタウロス・スリースター2・スパイダーデューク・秋冬の巨人

ブロッコリー:BL-456・SK9-099・おはよう・アーサー・クリア・緑竜・ルミナス(BL-652)

未成熟トウモロコシ:ゴールドラッシュ・ゴールドラッシュ90・ほしつぶコーン・甘々娘・しあわせコーン

### 作付け例

○ 交付対象  
× 交付対象外

#### 例①

圃場A 50アール			圃場B 20アール			圃場C 30アール			交付見込額
4-9月	主食用水稻×		未成熟トウモロコシ○			小松菜×			
10-3月	ほうれん草×		カブ×			ほうれん草○			65,000 円

#### 例②

圃場A 50アール			圃場B 20アール			圃場C 30アール			交付見込額
4-9月	小松菜×		未成熟トウモロコシ○			スイカ×			
10-3月	ブロッコリー○		野沢菜×			大根×			91,000 円

#### 例③(水稻作付面積減少無)

圃場A 50アール			圃場B 50アール			交付見込額
4-9月	主食用水稻×		緑肥用ソルガム(前年度に水稻作付無)×			
10-3月	ほうれん草×		キャベツ×			0 円

#### 例④(水稻作付面積減少有)

圃場A 50アール			圃場B 50アール			交付見込額
4-9月	緑肥用ソルガム(前年度に水稻作付)○		緑肥用ソルガム(前年度に水稻作付無)×			
10-3月	キャベツ※		ほうれん草○			165,000

水稻作付面積を減少させた上で、地力増進作物を拡大、すき込み後に高収益作物等を出荷した場合は交付対象。(2万円/10a)。

※キャベツ自体は交付対象ではありませんが、地力増進作物の後に作付した高収益作物等を販売することが交付要件です。

※ 令和7年3月時点での内容であり、変更となる可能性があります。